○農林水産省告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市滝町一一〇〇の一、一一〇〇の三から一一〇〇の六まで、一一〇〇の九、一一〇一の一、一一〇二の五、一一〇二の七から一一〇二の一〇まで、一一〇三の一、一一〇三の二、一一〇四の一、一一〇四の二、一一〇五の一、一一〇五の二、一一〇六の一、一一〇六の二、一一〇七の一から一一〇七の三まで、一一〇八の一、一一〇八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市雄和神ヶ村字舟卸一〇八、字杉腰一八六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　秋田県鹿角市八幡平字湯瀬堰根口四六、四八の一五、五二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯瀬堰根口四六・五二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市河辺岩見字会沢四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百四十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年六月十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十二年一月二十七日から平成三十一年三月三十一日まで

○国土交通省告示第六百四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月十日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―421号	仕切り甲板（ＡＳＴＡＣＯ―Ｆ60級）	ＳＴＡＣＯ株式会社	大韓民国釜山広域市江西区松亭洞鎔山工業団地1589―3

○国土交通省告示第六百四十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第九百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月十日

国土交通大臣　前原　誠司

二及び三イ中「浜松町二丁目四番一号」を「芝五丁目三十三番七号」に改める。

○関東地方整備局告示第二百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	越谷市千間台東一丁目七番二三から春日部市大枝字屋敷前四四九番三まで	関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年六月十日